

## ○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉓」及び備考8を削る。

第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㉕」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㊸」を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

nature)を削り、同書式記載心得第六表及び第七表の項6中「付記して押印又は署名する」を「付記する」に改め、同項7、8及び10中「記述し、押印又は署名する」を「記載する」に改め、同書式記載心得第八表の項2及び第九表の項2中「確認印を押し、又は署名する」を「記載内容を確認する」に改め、同書式How to enter Table 6 and Table 7の項9及び10中「and the seal or signature」を削り、同項9及び10中「, together with the seal or signature」を削り、同書式How to enter Table 8の項2及びTable 9の項2中「put his/her seal or the signature」を「confirm the contents entered」に改める。

第十六号書式中「四」及び記載心得7を削る。  
第十七号書式中「五」を削る。

第六号書式中「四」及び記載心得7を削る。

第六条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式中「四」を削り、同様式記載要領3中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第二号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第三号様式中「四」を削り、同様式記載要領5中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第六号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第七号様式中「四」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第八号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第九号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
第十号様式中「四」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにあり」を削る。  
(通釈案内土法施行規則の一部改正)

第七条 通釈案内土法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第四号様式及び第十一号様式中「四」及び備考を削る。  
(航路標識法施行規則の一部改正)

第八号様式中「四」及び備考を削る。

第八条 航路標識法施行規則(昭和二十四年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式中「五」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。  
第三号様式中「五」及び注意2を削り、注意1を注意2とする。  
第四号様式中「五」及び注意3を削り、注意4を注意3とし、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。  
第五号様式及び第六号様式中「五」及び(注意)2を削り、(注意)3を(注意)2とする。  
第七号様式中「五」及び注意2を削り、注意1を注意とする。  
第八号様式中「五」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

第九号様式中「五」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

第九条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三条の二第二項中「譲渡人及び譲受人が連署した」を「当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した」に、同条第二項中「合併消滅法人等が連署した」を「当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した」に、同条第三項中「分割被承継法人等が連署(分割承継法人(同項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ)が新設分割により設立される法人である場合であつて、分割被承継法人(同項に規定する「分割被承継法人」をいう。第四項及び第八項において同じ)が一の法人である場合においては、署名)した」を「当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した」に改め、同項第二号中「分割承継法人」の下に「法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。」を、同条第四項中「分割被承継法人」の下に「同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。」を加える。

第十号様式第一号中「申請書」を「申請書」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「四」を削る。  
別記様式第七号の三中「五」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第八号中「四」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第九号及び別記様式第十号中「五」を削る。  
別記様式第十一号の二中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第十二号中「五」を削り、同様式記載要領3及び4中「兼記」の欄の次に「及び確認書」を加え、「並びに確認書及び押印」を削る。  
別記様式第十三号中「四」を削る。  
別記様式第十二号の二中「五」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の三中「五」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の四中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の五中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の六中「五」を削る。  
別記様式第二十二号の七中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の八中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十二号の九中「五」を削る。  
別記様式第二十二号の十中「五」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十五号の十一及び別記様式第二十二号の十二中「五」を削る。  
別記様式第二十五号の十一中「五」を削り、同様式記載要領1中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十五号の十四中「申請書」を「申請書」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。  
別記様式第二十五号の十六中「申請書」を「申請書」に改める。  
(海上運送法施行規則の一部改正)

第十号様式第二十五号の十六中「申請書」を「申請書」に改める。

第十条 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項中「連署の上」を削る。  
第十七条第一項中「連署(新設分割の場合にあつては、署名)の上」を削る。  
第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「連署の上」を削る。

第十号様式第二十五号の十六中「申請書」を「申請書」に改める。  
別記様式第二十五号の十六中「申請書」を「申請書」に改める。

(道路法施行規則の一部改正)

第二十七条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第五中「㉔」及び記載要領4を削り、記載要領5を記載要領4とし、記載要領6を記載要領5とし、記載要領7を記載要領6とする。

様式第五の二中「印」を削る。  
様式第五の四及び様式第七の四中「㉔」を削る。

(小型漁船の総トン数の測定に関する省令の一部改正)

第二十八条 小型漁船の総トン数の測定に関する省令(昭和二十八年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。  
(航空機登録規則の一部改正)

第二十九条 航空機登録規則(昭和二十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。  
第十五条 削除

(鉄道軌道整備法施行規則の一部改正)

第三十条 鉄道軌道整備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式の四中「㉔」を削る。

第二十二号様式中「申込者の氏名又は名称」を「申込者の氏名又は名称」に改め、  
交通大臣 国を「国土交通大臣」に改め、  
又は名称 国を「氏名又は名称」に改める。

第二十三号様式から第二十五号様式までの様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。

(建設機械抵当法施行規則の一部改正)

第三十一条 建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、「同様式記載要領一申」の上押印を削り、「及び申したる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第五号中「㉔」を削り、「同様式記載要領一申」の上押印を削り、「主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第六号中「㉔」を削り、「同様式記載要領一申」の上押印を削り、「及び申したる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第七号中「㉔」を削り、「同様式記載要領一申」の上押印を削り、「及び申したる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

(土地区画整理法施行規則の一部改正)

第三十二条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「印」を証する印鑑証明を「運転免許証(道路交通法(昭和三十三年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう)、個人番号カード(行政手続にお

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう)の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)以下「本人確認書類」という。)に改める。

第二十三条第三項第一号中「印」を証する印鑑証明を「本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考7までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第三及び別記様式第四中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第五中「(第10条の2)運送」を「(第10条の2)運送」に改め、「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第八中「㉔」を削る。

別記様式第九中「㉔」及び備考5を削る。

別記様式第十及び別記様式第十一中「㉔」を削る。  
(空港法施行規則の一部改正)

第三十三条 空港法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)

第三十四条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号の二様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、備考を削る。  
第二号様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

第三号様式中「㉔」及び備考を削る。  
(都市公園法施行規則の一部改正)

第三十五条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三中「印」を削る。  
別記様式第四中「㉔」及び備考5を削る。  
(倉庫業法施行規則の一部改正)

第三十六条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第八十一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「四」及び注3を削る。
- 第一号の二の二様式及び第一号の二の四様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第一号の二の五様式中「四」を削る。
- 第一号の三様式、第一号の三の三様式及び第一号の三の四様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第一号の三の五様式中「四」及び注3を削る。
- 第一号の四様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第一号の五様式中「四」及び注3を削る。
- 第一号の五の二様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第一号の五の三様式及び第一号の五の五様式中「四」及び注3を削る。
- 第一号の五の六様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第一号の五の七様式中「四」及び注3を削る。
- 第一号の六様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第二号様式中「四」及び注5を削る。
- 第三号様式及び第四号様式中「四」及び注4を削る。
- 第七号様式中「四」及び注5を削る。
- 第八号様式及び第十号様式中「四」及び注4を削る。
- 第十三号様式中「四」及び注5を削る。
- 第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「四」及び注3を削る。
- 第二十号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第八十二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

- 第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。
- 第二十八条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。
- 第一号様式中「四」及び注3を削る。
- 第七号様式及び第八号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第十一号様式中「四」を削る。
- 第十二号様式中「四」及び注3を削る。
- 第十三号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。)

- 第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第八十四条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一号及び別記様式第二号中「四」を削る。
- 別記様式第三号及び別記様式第四号中「五」を削る。
- 別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「四」を削る。
- (浄化槽)の型式の認定に関する省令の一部改正

第八十五条 浄化槽の型式の認定に関する省令(昭和六十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式中「四」及び備考を削る。
- (船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
- 第八十六条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。
- 第十三条第三項中「を記載し、記名押印又は署名した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則の一部改正)

第八十七条 特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則(昭和六十一年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式及び第六号様式中「四」及び注を削る。
- (鉄道事業法施行規則の一部改正)
- 第八十八条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。
- 第三十八条第二項及び第三十九条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
- 第四十条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。
- (民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第八十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則(昭和六十二年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一中「四」及び備考(2)を削り、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)から備考(10)までを一ずつ繰り上げる。
- (集落地域整備法施行規則の一部改正)
- 第九十条 集落地域整備法施行規則(昭和六十三年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。
- 別記様式第一中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
- 別記様式第二中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
- (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第九十一条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則(平成元年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正)

第百五条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㉔」及び備考5を削る。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第百六条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第八号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㉔」及び備考5を削る。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第百七条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十二年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第六から別記様式第八までの様式中「㉔」を削る。

別記様式第九中「㉔」を「㉕」に改める。  
別記様式第十及び別記様式第十一中「㉔」を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第百八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第七十一号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一中「㉔」及び備考5を削る。

別記様式第二中「㉔」を「㉕」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。  
別記様式第四中「㉔」を「㉕」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第百九条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第八十二号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号中「㉔」を「㉕」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号中「㉔」を削る。  
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第百十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号の三及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「㉔」を削る。

別記様式第十六号の二中「㉔」を「㉕」に改める。  
別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「㉔」を削る。

別記様式第二十三号中「㉔」を「㉕」に改める。  
別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第三十一号中「㉔」を削る。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第百十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百五号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㉔」及び備考3を削る。

(船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百十二条 船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第六条第二項中「記載し、記名押印又は署名した」を「記載した」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第百十三条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式中  
「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」を「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」に改める。

第二号様式中  
「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」を「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」に改める。

同様式注1中「氏名又は名称を記載し押印することに代えて、署名することができる」を「若くは印を捺すこと」に改める。

第三号様式から第八号様式までの様式中「㉔」及び注1を削り、注2を注とする。  
第十五号様式から第十八号様式までの様式中「㉔」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。  
第二十三号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一つ繰り上げる。

第二十四号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十六号様式中  
「住所: 氏名又は名称:」を「住所: 氏名又は名称:」に改め、注を削る。

(小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第百十四条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十四年国土交通省令第五号)の一部を次のように改める。  
第一号様式及び第二号様式中「㉔」を削り、「㉔」を「㉕」に改める。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第百十五条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号及び様式第二号中「㉔」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)

第百十六条 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。  
様式第一中「㉔」を「㉕」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一つ繰り上げる。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)  
**第二百二十七条** 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を「㉕」に改め、備考5(1)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(2)中「が、その」を「の」に「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

**第二百二十八条** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

第五号の様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第五号の様式中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考1とする。

第五号の様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

(海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正)

**第二百二十九条** 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」及び備考5を削る。

(広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正)

**第二百三十条** 広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㉔」を削る。

注1 不要の部分は消してください。  
 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し氏名の記載を目的で行う場合には、押印を省略することのできる。  
 3 氏名の記載を目的で行う場合には、押印を省略することのできる。  
 4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

注1 不要の部分は消してください。  
 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。  
 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)  
**第三百一十一条** 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の様式から第十二号様式までの様式中「㉔」を削る。

第二十二号様式中「㉔」を削り、「日本汽船株式会社」を「日本郵船株式会社」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)  
**第三百三十二条** 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正)

**第三百三十三条** 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「(海防)」を「(海防)」に改め、「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
**第三百三十四条** 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意4を削り、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。

第三号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削る。

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意3とする。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意1を注意とする。

(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正)  
**第三百三十五条** 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則(平成二十二年国土交通省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)  
**第三百三十六条** 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考四から備考六までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意2(1)を削り、注意2(2)を注意2(1)とし、注意2(3)から注意2(5)までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「㉔」を「㉔」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。